

令和3年第6回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年6月25日（金）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和3年第6回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和3年6月25日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時及び宣言	開会	令和3年6月25日 午前10時00分				議長	豎山 秋敏
	閉会	令和3年6月25日 午前10時50分				議長	豎山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数7名 欠席数 名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	豎山 秋敏		8		
最適化推進委員	○		稲村 照隆	×		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
出席数7名	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	7番	大村 教男		1番	鶴丸千尋		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議に付した事項	日程第1	議案第28号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について				
	日程第2	議案第29号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について				
	日程第3	議案第30号	非農地証明願による申請について				
	日程第4	議案第31号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について				
	日程第5	議案第32号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について				

開会 午前 10 時 00 分

議長（豎山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

町永委員から、欠席届が参っております。
出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 3 年第 6 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、7 番大村委員と、1 番鶴丸委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が 3 件、15 筆ありました。明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

議長（豎山）

日程第 1 議案第 28 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 6 件、賃借権が 7 件、使用貸借権が 6 件であります。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。
2 ページをお開き下さい。

所有権移転の 44 番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による移転でございます。

次に 45 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は福岡県の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されているとおり、売買による移転でございます。

次に 46 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は神奈川県〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による移転でございます。

次に 47 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による移転でございます。

次に 48 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による移転でございます。

次に 49 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による移転でございます。

次に 3 ページをお開きください。

貸借権の 102 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 103 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 104 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 105 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 106 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 107 番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 108 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 ページをお開きください。

使用貸借権の 109 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 110 番、借人は川西の株式会社〇〇、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 111 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 112 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 113 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は愛知県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 114 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

続きまして、5 ページをお開き下さい。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権 4 件で計 6 筆、総面積 7,464 m²であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（豎山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第28号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました

議長(堅山)

次に、日程第2議案第29号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転6件であります。

それでは、事務局に説明をお願いしたいと思いますが、資料7ページ所有権の19番、譲受人、肝付町の〇〇さん、譲渡人、鹿児島市の〇〇さんによる贈与による所有権の移転については、現地調査が行われていますので、その報告を谷口委員よろしくお願いいたします。

谷口委員

それでは報告させていただきます。

令和3年6月21日月曜日に3条申請に係る現地調査を私と松留和江委員と事務局、計5人で行いました。関係者としては〇〇さんが出席されました。

作付予定作物はさつまいもであり、機械の確保・導入予定状況については、トラクター1台、田植機具、耕運機を所有しております。

農作業経験の状況につきましては40年のキャリアをもっておられます。経営面積も、許可前の時点で67aを所有しており下限面積50aを軽く超え、農地の集団化への影響も無いため、農地法3条の売買の許可は問題ないと思われまます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長(堅山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（堅山）

異議なしと認めます。

それでは、事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。資料の 7 ページをお開き下さい。

所有権の 15 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

次に 16 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

次に 17 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

次に 18 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

次に 19 番につきましては、先ほど審議を受けましたので省略させていただきます。

次に 20 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による所有権の移転でございます。

申請にかかる地図の方は添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

木佐貫委員

18番の〇〇さんの理由が耕作不便とありますが、これはどういうことですか。

事務局（駿河崎）

今の質問にお答えします。以前現地を調査し手前に〇〇さんが展示物で転用をだした場所だと思うんですね。今回〇〇さんの方の道があってL型になって袋路になって本人にとっては不便だということです。以上です。

議長（堅山）

他にございませんか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に日程第3 議案第30号 非農地証明願いによる申請について議題といたします。

今回は申請が1件あります。

資料の12ページの〇〇さんの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を松留和江委員よろしくお願いいたします。

松留和江委員

それでは報告させていただきます。

令和3年6月21日月曜日に非農地証明願に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と谷口委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、下橋主事補。関係者として、〇〇の代理として〇〇さんの息子である〇〇さんが出席されました。

申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に該当するものと思われま

す。申請地は、現況宅地となっておりますが、すでに現況のようになってから20年以上経過しており、また農地への復元も著しく困難であることから、非農地として証明しても仕方のない農地であると思われま

す。以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第 3 議案第 30 号非農地証明願による申請についての審議を終えたいと思います。

議長（堅山）

次に日程第 4 議案第 31 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。

今回は農用地区域からの除外 1 件についての意見を求められております。

資料の 16 ページの社会福祉法人〇〇さんからの農用地区域からの除外申請につきましては現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員よろしくお願いいたします。

木佐貫委員

それでは報告させていただきます。

令和 3 年 6 月 21 日月曜日に除外申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として自分と上池推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、下橋主事補。関係者として、申請人である社会福祉法人〇〇さん。譲渡人の代理として、農地の現在の耕作者である〇〇さんが出席されました。

調査の内容につきまして、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、現在農地課に農用地利用計画変更申請書が提出されております。

除外された後は、第 1 種農地に該当するものと思われませんが、転用目的が議案書にあるとおり、職員の駐車場および防災拠点施設等の整備となっておりますので、既存施設の拡張として転用は可能であると見込まれます。

また、周囲の農地等に支障をおこさないように被害防除計画書に沿って

きちんと対応をとり、苦情等があった場合申請人が誠意をもって対応しているため特に問題はないものと思われまます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第4議案第31号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

議長（堅山）

次に、日程第5議案第32号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は2件の申請がございます。

21ページの株式会社〇〇様からの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を鶴丸委員よろしくお願いいたします。

鶴丸委員

それでは報告させていただきます。

令和3年6月21日月曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と町永推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、下橋主事補。関係者として株式会社〇〇より〇〇さんが出席されました

今回の転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地の一部が農用地区域内農地に該当し、他の農地は1種農地に該当するものと思われまます。

農用地区域内農地、第1種農地は転用が原則的に許可されませんが、転用の目的が砂採取ということで不許可の例外である「一時転用」に該当すると思われまます。

また周囲の農地への影響についても被害防除計画書に沿って責任をもって対応するとのことであり、特に問題はないものと思われまます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」）の声あり）

議長（豎山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議長（豎山）

次に資料 27 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を鶴丸委員よろしく願います。

鶴丸委員

それでは報告させていただきます。

令和3年6月21日月曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と町永推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、下橋主事補。関係者として、借人、有限会社〇〇より〇〇さんが出席されました。

今回の転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

農地の広がり状況から1種農地かと思われます。1種農地は転用が原則的に許可されませんが、申請地の50m付近に3戸以上の住宅が認められた事から「集落接続施設」に該当するものと思われます。

なお申請人は申請地を資材置場にするために転用許可を得ないといけないことを知らないでいたため、申請地にはすでにシラス〇〇用資材が搬入しており、顛末書をつけて追認で許可を得ようとするものだそうです。

周囲の農地への影響についても被害防除計画書に沿って責任をもって対応するとのことであり、特に問題はないものと思われます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」）の声あり）

議長（豎山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第 5 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※7月現地調査：20日（火）

定例総会：26日（月）

申請締切：12日（月）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 3 年第 6 回定例総会を閉会いたします。